官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則の一部を改正する省令（**総務**六九）　一
○農業競争力強化支援法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産・経済産業**一）　一
○ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**四六）　二
〔その他告示〕
○電気通信事業法施行規則第二十二条の二の七第五項の規定に基づき告示する件（**総務**一九三）　二
○棚田地域振興法第七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を指定する件（**総務・文部科学・農林水産・国土交通・環境**一）　三
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**農林水産**六九八）　三
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**同**六九九）　三
○自動車等安全性能評価実施要領の一部を改正する告示（**国土交通**六一六）　三
○新宿御苑、千鳥ケ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地の公開日時等を定める件の一部を改正する件（**環境**二五）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
弁理士登録関係　四
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　六
会社その他
会社決算公告　吉

省令

○総務省令第六十九号

船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和八年国土交通省令第十九号）の施行に伴い、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月十三日　総務大臣　林　芳正

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類）	（船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類）
第四十三条の四　法第八十一条の二第二項の総務省令で定める書類は、次のいずれかのものとする。	**第四十三条の四**　［同上］
一　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第三十九条の規定により地方運輸局長の証明した船員手帳等記載事項証明書	一　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第三十九条の規定により地方運輸局長の証明した船員手帳記載事項証明書
［二～四　略］	［二～四　同上］
［2　略］	［2　同上］

附　則

この省令は、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行の日（令和八年五月十三日）から施行する。

○農林水産省・経済産業省令第一号

農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）を実施するため、農業競争力強化支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正